

平成29年度林野関係税制改正要望について

1 新規・拡充措置に関する要望

- (1) 森林吸収源対策の財源確保に係る森林環境税（仮称）の創設
- (2) 山林についての相続税の納税猶予制度の拡充（相続税）
- (3) 森林法等の一部改正に伴う税制上の所要の措置（複数税目）
 - ① 森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置
 - ② 国立研究開発法人森林総合研究所の名称変更等に伴う措置
- (4) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕の拡充及び2年延長（所得税・法人税）

【経産省等4省共管】

- (5) 協同組合等に係る受取配当等の益金不算入制度の見直し等（法人税）

【金融庁共管】

2 既存措置に関する要望

- (1) 林業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）
- (2) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔商業・サービス業・農林水産業活性化税制〕の3年延長（所得税・法人税）

【経産省等2省共管】

- (3) 中小企業等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を12%増し）の2年延長（法人税）

【経産省等4省庁共管】

- (4) （独）農林漁業信用基金等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）

【経産省等2省庁共管】

森林吸収源対策の財源確保に係る税制上の措置〔森林環境税（仮称）〕

【政策の背景・目的】

- 我が国の温室効果ガス削減目標については、昨年7月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」及び昨年末のCOP21で採択された「パリ協定」等に基づき、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）において、2030年度に26.0%減（2013年度比）、2020年度に3.8%減（2005年度比）とされるとともに、森林吸収量の目標を2030年度に2.0%（2013年度比）、2020年度に2.7%以上（2005年度比）に設定。これら目標の達成のためには、間伐等の森林整備や木材利用等の森林吸収源対策を着実に実施していくことが必要だが、継続的に森林整備を実施するための安定財源の確保が大きな課題。
- また、森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものであるが、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題の克服が必要。
- このような状況を踏まえ、平成28年度与党税制改正大綱や骨太方針2016において、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討すると記載。
- 地方自治体はじめ各方面からも森林環境税（仮称）の早期実現等による安定財源確保の要請。

【要望の概要】

昨年度の与党税制改正大綱を踏まえ、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市町村の役割を強化して継続的かつ安定的に森林整備等を進めるための仕組みについて、地方自治体等の意見を聞きつつ、関係法令の改正も含めて検討し、その仕組みの実施に充てる財源として森林環境税（仮称）の創設を検討する。

（参考1）平成28年度税制改正大綱（抜粋）（自民党・公明党 平成27年12月16日）

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

7 森林吸収源対策

（2）森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、こうした課題を克服する必要がある。

このため、森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

（参考2）経済財政運営と改革の基本方針2016（抜粋）（平成28年6月2日閣議決定）

第2章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

（4）地球環境への貢献

（前略）森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、（中略）森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。また、安定的な財源が確保されるまでの間においても、森林吸収源対策のための必要な施策を着実に推進する。